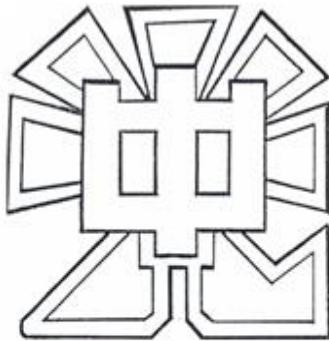


令和 7 年度
新入生保護者説明会資料



Since 1967
HIKARIGAKA J.H.S.



光ヶ丘中学校マスコットキャラクター ぴかりん

令和 7 年 1 月 15 日 (水)

柏市立光ヶ丘中学校

目次

- 1 学校生活について
- 2 部活動について
- 3 自転車通学について
- 4 健康な生活について
- 5 学校校納金について
- 6 インクルーシブ教育について
- 7 入学式について

学校生活について ※令和6年度の資料です。

1 基本的な生活ルールのはじめに

「豊かな心を持ち、自ら学び考え、たくましく生きる」ことができる光ヶ丘中生に成長し、有意義な学校生活を送れるように、このルールを定めています。また、学習活動に集中し、充実した学校生活を送る環境となるよう、身だしなみや持ち物等についても必要最小限のルールを定めています。

光ヶ丘中学校が生徒全員にとってよりよい生活・学習環境となるよう、生徒・教職員・保護者が連携して、常にこのルールを見直し、そして、自ら考え、よりよい行動をすることで自分たちの光ヶ丘中学校を創造していきましょう。

2 登下校について

- ・定められた通学路を通って登下校してください。
- ・8：10に教室に入り、8：15までに校内服に着替え、
バックをかけ着席することとします。（8：15に入室できないと遅刻です。）
- ・徒歩通学が原則ですが、自転車通学の許可は下記の条件となっています。
 - ①通学距離が3km以上。ただし、バス通学が可能な生徒は認めない。
 - ②ヘルメットを着用し、カバンは荷台に縛りつける。
 - ③自転車の安全に関わる知識・技能を身につけており、かつ交通規則やマナーを順守する生徒に許可をする。
- ・下校時間は暗くならないうちに帰宅できるように配慮しています。
- ・年間の完全下校時刻は、日没を考慮して以下のように定めています。

《完全下校時刻》

月	4	5	6・7	9/1～ 15	9/16 ～30	10/1～ 15	10/16～ 31	11/1～ 15	1/16～ 31	2/1 ～15	2/16～ 28	3
時	17:30	17:30	17:30	17:30	17:15	16:45	16:30	16:30	16:45	17:00	17:15	17:30

3 学校と家庭の連携について

(1) 諸連絡

- ・欠席、遅刻の際は保護者が必ず連絡をしてください。
(電話か、欠席連絡システムでお願いします。)
- ・事前に欠席、遅刻、早退等が分かっている場合には、担任に伝えてください。
- ・体調不良により、早退させる場合は保護者と連絡がとれてから帰宅をさせます。
- ・学校から必要なことについては、文書やメール等で連絡します。

(2) 学校の様子、家庭の様子の連絡

- ・年に数回の保護者会があります。
- ・授業参観、学級懇談会があります。
- ・保護者面談を実施する予定です。
- ・部活動の大会等への応援では、家庭では見ることのできない姿も見ることができます。
- ・生活記録ノートなどを学級で記入しています。時々ご覧ください。
(時々、各教科のノートや教科書、ワークなどもご覧ください。)

※その他、学校・生徒に関することは、担任や学校に遠慮なくお知らせください。

4 服装について

(1) 本校には制服が定められています。入学式までに用意してください。

<A> 冬・・・黒の標準学生服（上着の下は白のワイシャツ又は体操服・白のカラー）
夏・・・白無地のワイシャツまたは、白の開襟シャツ

 冬・・・紺のセーラー服

（襟に白の3本線・共布のネクタイ、上着の下は白のワイシャツ又は体操服）
夏・・・白無地のブラウス、または、白の開襟シャツ、ジャンパースカートまたは、
セパレートスカート（スカートは膝下がかくれる長さが望ましい。）

※以下、コート・インナーは冬服の時期に着用できます。

※令和7年度から「柏市標準制服」を選択できるようにし、段階的に柏市標準制服に
移行していきます。

<共通> コート・・・普段生活で使用しているもの。部活動のウィンドブレーカー等を着用しても構わない。鞄等に収納できるものでかつひざ上丈でのものとする。

インナー・・セーター、トレーナーの着用可

(制服やジャージからセーター等が見えないようにする)

①A・Bともに学校指定の校章をAは左襟、Bは左胸につけます。名札はつけません。

②夏服・冬服は一般的な時期に合わせて切り替えます。時期が来たら文書でお知らせします。

(2) 体育時の服装 [校内服] は学校指定のジャージ (上下とも紺色・白の線、指定の名札)

夏服の間は上：丸襟の半袖体操服 下：紺のハーフパンツ 指定の名札を付ける。

※名札の記名は学年、学級ナンバーと氏名をフルネームで記入する。

※汗対策として体操服下に着るTシャツ等は無地かワンポイントで、白系のものとする。

(3) 登校靴 運動靴 (体育時に使用できるもの) 又は黒の通学用革靴

※登下校や体育の授業等で十分に安全であり、機能性のいいものを推奨する。

(4) カバン 保健安全面を考慮して、リュック式 (スリーウェイ可) で、教科書・体操服等を入れるため、できるだけ大きなものを用意してください。

※カバンの色は、黒・紺・グレーとし、柄物は認めない。

(必要な生徒は、目印としてキーholderなどを1つつけています。)

(5) 上履き ボニージャパンのLBS-301H (ラインは青)

※名前はつま先の合成皮革の部分に名字とかかとの所にフルネームで漢字で記入。

(6) 靴下 式典の際は白を着用する。 (スカートの場合は、冬季のみ防寒用で黒タイツ着用可)

※式典時のソックス丈は、くるぶしの隠れるものを着用する。

※ロングソックスに関しては、ひざ下までのものとする。

(7) 頭髪 基本として、運動しやすく顔が見えて学習面や衛生面上の配慮した髪型にする。

※染髪、脱色等によって髪の色を変えない。

※整髪料をつけて髪型を変えない。

(8) 取り扱いの店 (名札・校章) ※商品の問い合わせは各販売店にお願いします。

森洋品店… (Tel 7172-1716) 光ヶ丘 東京堂…… (Tel 7167-2723) 柏

平和堂…… (Tel 7167-2220) 柏

平和堂アリオ店… (Tel 7193-2240) アリオ内

5 学用品等について

各教科の担当が最初の授業で説明をします。教科によってはB5とA4サイズなど、指定される場合もあります。他の副教材等についても、入学後に学年や教科担任より説明をいたします。

6 SNS等についての

昨今SNS等でのトラブルが増加しております。子供達の中では、友達同士のコミュニケーションを図る上で大切なツールとなっています。しかし、使い方を間違えると思いもよらないトラブルに巻き込まれることがあります。ご家庭で約束を作つておくことやフィルタリング機能を活用するなどの対策をしてください。不適切な投稿(言葉・写真)に注意するためにお子様のSNS等に関わる使い方の内容を把握してください。

柏市立光ヶ丘中学校部活動の活動方針

- 1 学校教育目標
豊かな心を持ち、自ら学び考え、たくましく生きる生徒の育成
- 2 部活動の意義
部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒が自主的・自発的に集い、顧問の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要さを学ぶことができる教育活動である。
- 3 指導方針
 - (1) 顧問は、単なる技術や技能のコーチャーではなく、部活動は、人間教育の場であり、部の運営・管理・指導方針等を十分に研究し、指導に当たる努力をする。
 - (2) 部活動の運営は、生徒の自主性・自立性を尊重し、顧問は適切な助言を与える立場であり、学校教育の一部として健康管理・学習との両立等、学級担任や養護教諭と連携し、体罰・ハラスメントを根絶した指導に当たる。
- 4 活動について
 - (1) 平日のうち原則毎週月曜日を部活動休養日として設ける。
 - (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度とする。
 - (3) 定期試験前は、生徒の家庭学習時間が確保できるよう、定期試験の4日前よりすべての活動を停止する。また、定期試験2日目も、部活動停止とする。
 - (4) 原則、校内服・体操服で活動を行う。
 - (5) 3年間継続できることが望ましい。
 - (6) 新入生は、仮入部期間を経て本入部(4月下旬から5月上旬)とする。
 - (7) 部活動で大会に参加する場合に土日の活動を行う。
- 5 保護者の皆様へのお願い
部活動の意義や本来の目標をご理解いただき、顧問教師や担任の指導と保護者の皆様のご協力で、目的が初めて達成されるものだと考えています。その点をご理解のうえ、ご協力をよろしくお願ひします。

自転車通学について

※令和6年度の資料です。①②③の距離・期間についてはただいま検討中です。

決まり次第、改めてお知らせいたします。

1 各種自転車通学の趣旨について

①通年自転車通学

目的：学校から家までの距離が3km以上の生徒で、バス通学が不可能な者に自転車通学を許可する。

②臨時自転車通学

目的：昨今の夏季の気温の上昇を考慮し、リスクを緩和する処置として特別に実施する。

学校から家までの距離が2km以上の生徒で、バス通学が不可能な者に自転車通学を許可する。

※臨時自転車利用に関しては、体操服等校内服での登校を可とする時期と統一していく。
(6月中旬以降に許可予定)

③冬季自転車通学

目的：日没が早くなる時期に、部活動等で完全下校時刻まで残った生徒が少しでも早く帰宅できるように、一定期間で特別に実施する。学校から家までの距離が2km以上の生徒で、バス通学が不可能な者に自転車通学を許可する。

※冬季自転車通学は完全下校時刻16時30分開始日より許可。

11月下旬ごろから1月中旬ごろまでの期間となります。

終了は、完全下校時間が16時30分でなくなったときとします。

※部活動休養日・休日の午前中実施等は、冬季自転車通学を許可しない。

2 自転車通学許可条件について

①学校から家までの距離が各種規定に満たしている生徒で、バス通学が不可能な者に自転車通学を許可する。

②ヘルメットを着用する生徒にのみ自転車通学を許可する。

③自転車保険に加入してある自転車のみ自転車通学を許可する。

④自転車の安全運転の知識・技術を身に付けている生徒に自転車通学を許可する。

⑤交通規則をしっかりと守る生徒に自転車通学を許可する。

⑥自転車通学の許可は校長が行うが、保護者の責任で登校する。

⑦その他、特別な事情により一定期間のみ自転車通学を許可する場合もある。

※自転車保険に加入することが望ましい。

※千葉県では、2019年4月1日より罰則等はありませんが、自転車保険加入が義務化されています。

3 確認事項 自転車通学者は次の(1)～(5)の項目を守らなければならない。

(1) 雨天の場合はカッパを着用して通学すること、カッパの下は制服でなくてもよい。

(2) 車体の点検は毎日乗車前に行うこと。

(3) 荷物は必ず紐等で後ろの荷台にくくりつけること。(荷物かごを推奨します。)

(4) 所定の自転車置き場にきちんと整理して置くこと。

(5) ヘルメット(個人購入)を必ず正しく着用すること。

4 自転車通学の停止・取り消しについて

(1) 自転車点検不備のあった場合は、修理後確認を得るまで停止とする。

(2) 道路交通法違反になるような乗り方をした場合。

(3) 確認事項に違反した場合。

5 自転車通学の申請について

(1) 上記条件等を確認のうえ、自転車通学を申請する場合は別記申請書を提出してください。

(2) 申請者のうち、許可条件等要件を満たす場合にのみ、自転車通学を許可します。

<自転車安全整備制度（T Sマーク制度）について>

1 自転車安全整備制度（T Sマーク制度）のあらまし

「自転車安全整備制度」とは自転車を利用する人の求めに応じて自転車安全整備店の自転車安全整備士が、自転車の点検・整備を行い、その自転車が道路交通法令等に定める安全な普通自転車であることを確認したときに、その証としてT Sマーク（傷害保険・賠償責任保険付）を貼付するとともに、自転車の利用者に交通ルールや正しい乗り方等を指導することによって、自転車の安全利用と自転車事故の防止を図り、併せて被害者の救済に資することを目的とするものです。

・ T Sマークとは

T Sとは、TRAFFIC SAFETY（交通安全）の頭文字をとったもので、2種類が制定されています。

青色T Sマークと赤色T Sマークは、自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付し、マークによって付帯保険の補償額が異なります



青色マーク（第一種）赤色マーク（第二種）

(3.0×5cm) (3.5×5cm)

2 T Sマーク付帯保険について

- (1) T Sマークに付帯された保険です。
- (2) 保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のT Sマーク貼付自転車に搭乗中の人が対象となります。
- (3) 保険契約は、財団法人日本交通管理技術協会と三井住友海上火災保険(株)を幹事会社とする損保会社(6社)との間で締結しています。
- (4) 保険の有効期間は、T Sマークに記載されている点検日から1年間です。

3 T Sマーク付帯保険の補償内容

T Sマーク付帯保険は、自転車搭乗者が交通事故により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」と自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任補償」とがあります。

(1) 傷害補償

T Sマークが貼付されている自転車に搭乗している人が、交通事故によって事故の日から180日以内に入院、死亡又は重度後遺障害を被った場合には、次の表の金額が一律に支払われます。

種 別	死亡若しくは 重度後遺症(1~4級)	入院(15日以上)
青色T Sマーク	30万円	1万円
赤色T Sマーク	100万円	10万円

※ 重度後遺障害の等級は、自動車損害賠償保障法に定める等級に該当します。

(2) 賠償責任補償

自転車保有台数の増大に伴い自転車乗用中の交通事故が年々増加し、被害者から高額な賠償を求めるよりも、保険未加入等で十分な賠償支払いができないケースも出てきている例があります。これら的情勢に対応するため制定された制度で、平成17年3月、9年ぶりにTSマーク付帯保険の賠償責任補償限度額等の拡大を図りました。

賠償責任補償は、自転車搭乗者が第三者に死亡又は重度後遺障害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

種 別	死亡若しくは 重度後遺症(1~4級)
青色TSマーク	1,000 万円
赤色TSマーク	2,000 万円

※重度後遺障害の等級は、自動車損害賠償保障法に定める等級に該当します。

4 加入方法

TSマークの『店章』を掲げた自転車安全整備店で取り扱っています。

自転車を購入したときや、点検・整備を受けたとき、点検・整備料を払うと貼付してもらうことができます。



『店章』

(1) 光ヶ丘中学校区内のTSマークを取り扱っている店

(有)増尾サイクルセンター	柏市加賀3-9-7	0471-72-3054
イオン 柏店	柏市豊町2-5-25	04-7142-5000

※ 上記の店以外でも扱っています。現在使用している自転車を持ち込めば、対応してもらいます。

5 費 用 1,000 円

店によって多少異なります。点検・整備料と保険料あわせおおよそ1,000円です。ただし、整備のために必要な部品代等は別に必要となります。

※学校がTSマークを推奨しているのではなく、あくまで一例として取り上げています。その他の保険でも構いません。

※自転車通学が承認されたのちに自転車点検を行います。その際に保険加入の確認を行います。TSマークの場合はマークを確認しますが、その他の保険に加入している場合は口頭での確認とします。

令和6年度 自転車通学申請書

柏市立光ヶ丘中学校

年 組 番	男・女	氏名					保護者印	
希望する申請項目にチェックをつけて提出して下さい				通年		臨時		冬季
・住所								
・地図(自宅から学校まで。通る道を赤で記入。)								
提出は、青の用紙です。								
自転車通学許可条件として								
1. 学校から家までの距離が各種規定に満たしている生徒で、バス通学が不可能な者に自転車通学を許可する。 2. ヘルメットを着用する生徒にのみ自転車通学を許可する。 3. 自転車保険に加入している自転車のみ自転車通学を許可する。 4. 自転車の安全運転の知識・技術を身に付けている生徒に自転車通学を許可する。 5. 交通規則をしっかりと守ることができる生徒に自転車通学を許可する。 6. 自転車通学の許可は校長が行うが、保護者の責任で登校する。 7. その他、特別な事情により一定期間のみ自転車通学を許可する場合もある。								

特に①ヘルメットを着用すること。
②自転車点検を定期的に受けること。
③荷物をひもで荷台にくくりつけること。
※安全面も考え、かごを推奨します。
④交通規則を守ること。
⑤原則前かごに荷物を入れないこと。

別紙の「自転車通学許可条件」を必ず守り、交通安全に留意して登下校することを、ここに約束しますので、自転車通学を申請します。

※この用紙は令和6年度のものです。検討中の距離と期間が決まり次第、申請書を学校で配布いたします。

健康な生活について

健康な中学校生活を送るために

春からの中学校入学を控え、お子様は期待と不安の入り混じった気持ちでいると思います。入学後、新しい環境での生活に慣れるまでは、心身のバランスを崩しやすくなります。家庭でのコミュニケーションを大切に、お子様の変化をあたたかく支えてあげてください。

思春期について

中学生の時期は、揺れる気持ちや悩みを抱え、時には周囲に反抗し、自分で考えながら大人として自立していくための大変な時期です。

- ① 2次性徴による自分の体や心の変化にとまどい、不安や悩みを抱きやすくなります。
- ② 知識が増え、社会的関心も高まり、外界へ向けられていた興味や関心が自分の内面にも向けられるようになります。自我が芽生えます。
- ③ 保護者から離れ、自分の判断や責任で行動しようとします。大人の干渉や指導に反抗したり、自己主張しようとしたりする傾向がみられます。
- ④ 行動範囲が広がり、友達を選んだり、特定の人との交際を求めたりする傾向も見られるようになります。

『話』ができる家庭の雰囲気作りを

距離の出来やすい時期ではありますが、放っておかれるところなど、矛盾した行動が見られます。翻弄されずにサポートしてあげてください。親子が信頼関係で結ばれ、家庭が子どもにとって安心できる場所であることや、子どもからの信号をいつでもキャッチしてあげられる家庭のゆとりが大切です。



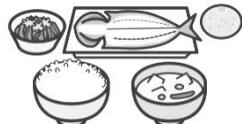
ご家庭でお願いしたいこと

*登校前は・・・

長い一日の始まりになります。顔色や食欲はどうか、朝の会話でいつもと変わった様子はないか等、健康観察をしていただくようよろしくお願いします。

*朝食は、必ず食べるようお願いします

朝食抜きでは、学習も運動も能率が上がりません。イライラしやすくなったり、集中力に欠けたりするため、思わぬけがや事故を引き起こしやすくなります。



*好き嫌いをしないでバランスよく食べましょう

生涯にわたって健康に生活するための土台をつくる時期です。栄養バランスを考え、なんでもおいしく食べるようにして、健康な体を作りましょう。



*生活リズムをととのえましょう

部活や塾などで忙しくなり、疲れがたまりやすくなります。なるべく規則正しい生活を心がけ、睡眠時間の確保をお願いします。

*タバコ・アルコールへの興味関心に注意！

大人へのあこがれの気持ちや、興味関心が高まる時期です。ささいなことがきっかけになることもあります。



ご家庭でも、安易な認識とならないよう、前もってお子様と話し合っておいてください。

*保護者の職場や連絡先について

登校後、病気やけがで緊急に連絡をとる場合が起こらないとも限りません。その際、速やかに連絡がとれるよう、入学後に配付する資料の緊急連絡先等はもれのないようにご記入ください。また、お子様自身が保護者の勤め先や連絡先を把握しているようにご協力よろしくお願いします。

*今現在わかっている病気などは、入学前に治療を済ませましょう

う歯（むし歯）がある場合や黒板の字が見えにくい場合、また現在治療中の疾病がある場合は、入学前に一度、かかりつけ医の診察や治療を受けておくことをおすすめします。

*相談がある場合は、いつでもどうぞ

心臓・腎臓などの疾患で定期的に受診している方や、学校生活で特に健康上の配慮が必要な方、その他なにか気がかりなことがあれば、いつでも保健室にご連絡ください。お子様が3年間、元気に過ごせるよう、保護者の皆様と協力して応援していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

学校校納金について

柏市立光ヶ丘中学校 教頭

本校では校納金をゆうちょ銀行口座より自動払込みにて集金しております。つきましては、以下の要領で手続きをしてくださるようお願いします。

1 手続きについて

ゆうちょ銀行において校納金引落としの口座を開設してください。
すでに口座をお持ちの方は、新たに開設する必要はありません。

2 利用申込書提出について

- (1) 手元の自動払込利用申込書（2枚綴）に必要事項を記入、捺印（お届印）後、ゆうちょ銀行（どこの支店でも可）へ提出してください。手続きに日にちを要するため、早めに提出していただき、遅くとも2月14日までには提出完了をお願いします。
- (2) 口座の名義は保護者名、生徒名どちらでも構いません。
- (3) 新年度の集金計画の明細は年度初めにお知らせします。下記に今年度のものを参考として載せておきます。
- (4) ご質問等ございましたら、光ヶ丘中学校までお問い合わせください。

☎ 7172-3648

* 1学年年間集金計画 例

	PTA会費 300× 12ヶ月	生徒会費 230× 12ヶ月	給食費 330× 180回	教材費	月合計
5月	1,200	920	10,560	8,000	20,680
6月			5,280	14,963	20,243
7月			5,280		5,280
9月	1,200	920	5,280		7,400
10月			5,280		5,280
11月			5,280		5,280
12	1,200	920	5,280		7,400
1月			5,280		5,280
2月			11,880		11,220
	3,600	2,760	59,400	22,963	88,063

*引き落とし手数料が1回10円かかります。

必ず2月14日（金）までに、手続きをお願いいたします。

（日本中どこの郵便局でも手続きできます）

通帳は、保護者名義・生徒名義どちらでも大丈夫です。

- 複写用紙のため、ボールペンで強く記入してください。
- カーボン紙を含め切り離さずに、ゆうちょ銀行（郵便局）にご持参ください。
- 手続き後、〔お客さま控え〕を受け取ってください。

〔お客さま控え〕は学校に提出する必要はありませんので、ご自宅にて保管をお願いいたします。（ただし手続き完了の確認が取れない場合、提出をお願いする場合がございます。）

現在、ゆうちょ銀行のほうの手続きが厳格になっており、窓口手続きから学校へ完了通知が届くまでにかなりの日数がかかっております。なるべく早くの手続きをお願いいたします。

自動払込利用申込書 申込専用

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
※総合口座通知を併せて、ご提出ください。
※最近お受取りになった領収書をお持ちの場合には、窓口にご提示ください。

お申込人（口座名義人）	おところ	郵便番号（郵便番号）		
	おなまえ	通帳に記載されている住所・名前（口座名義）を記入 フリガナ「フリガナ」を忘れずに。		
払込先	日中ご連絡先電話番号	（携帯）（会社）（自宅） 電話番号		
	記号番号	【番号は右詰めで記入】 <input type="text" value="0001234"/> <small>番号（8桁未満の場合は右詰めで記入し、その箇所の空欄には「0」をご記入ください。）</small>		
払込金の種別	加入者名	柏市立光ヶ丘中学校		
	口座番号	00100-6-443850		
ご契約者	払込開始月	7年5月から	払込日	毎月6日（再払込日）
	該当レ印ください	<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金 20 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅使用料 25 <input checked="" type="checkbox"/> 授業料等 29 <input checked="" type="checkbox"/> 割賦代金 34	<input checked="" type="checkbox"/> 水道料金 26 <input checked="" type="checkbox"/> 賃料 31 <input checked="" type="checkbox"/> 税金 35	<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金 27 <input checked="" type="checkbox"/> 年金保険 32 <input checked="" type="checkbox"/> 保険料 33 <input checked="" type="checkbox"/> 会員料 34
▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。				
おところ	郵便番号（- - - - -）			
おなまえ	フリガナ			
日中ご連絡先電話番号	（携帯）（会社）（自宅）			
ふりがな 生徒名	ひかりがおかたろう 光ヶ丘 太郎			

1枚目と
2枚目に、
通帳と同じ
届出印

【授業料等 29】の
箇所にレ印を記入
してください。

[生徒名]と[ふりがな]
必ず記入してください。

[ふりがな]が欄に入りきらない場合は、あいている部分に
ご記入ください。

障害のある子どもも、ない子どもも共に学ぶ仕組み



インクルーシブ教育システム

の構築に向けて

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年4月1日より施行になり、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会づくりが始まっています。一人一人の必要性を考えて、合理的配慮（裏面参照）を行うことが法的に義務づけられ、小中学校もその対象となっています。学校教育の場においては、これまでにも必要に応じた配慮を行ってきましたが、今後もすべての子どもにとって学びやすい環境づくりに努めて参ります。

【インクルーシブ教育システム】

用語解説

障害のある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶことを推進するための仕組み

【合理的配慮】

障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に對して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（文部科学省引用）

◆◆ 合理的配慮の申し出の仕方 ◆◆

配慮の申し出

本人と保護者が必要な支援について相談し、学校に申し出ます。



合意形成に向けた、本人・保護者・学校等による話し合い

必要に応じて教育委員会も加わります

本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援について話し合い、決定します。

意見の一致を図ることができるよう十分に話し合うことが大切です。



個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

決定した目標や配慮・支援等を個別の教育支援計画に明記します。

※「個別の教育支援計画」とは、関係機関が連携して支援をするための長期計画書です。

「個別の指導計画」とは、支援計画に基づき、指導をするための短期計画書です。



合理的配慮・支援の実行

実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。



定期的な評価と本人・保護者への進捗の報告

本人の状態や環境に合わせ、提供した配慮や支援について、本人・保護者・学校で評価を行います。

柔軟な見直し

適切な時期に見直すことが重要です。



次に合理的配慮の例を示しましたので、必要な場合は、お子さんと一緒に学校へご相談ください。

◆◆ 合理的配慮の例 ◆◆

視覚に困難さがある場合は…

- ・座席を前にする
- ・拡大教科書やデジタル教科書を利用する
- ・プリントやテスト用紙を拡大する
- ・弱視レンズや書見台を使用する
- ・タブレットを活用する



肢体に困難さがある場合は…

- ・車椅子や階段昇降機を利用する
- ・移動や日常生活を介助する
- ・体育の学習内容を変更(調整)する
- ・段差を解消する



集団生活に困難さがある場合は…

- ・座席を配慮する
- ・刺激の少ない部屋を利用する



「合理的配慮」は、その子どもにとつてはなくてはならない支援です。例えば、見えにくい状態にあるものを、眼鏡をかけることにより、他の人と同じ「見える」状態にすることと同じことです。配慮は一人一人異なります。まずは学校へご相談ください。

読字・書字等学習に困難さがある場合は…

- ・漢字にルビをふる（配付資料や試験問題等）
- ・文章を読み上げる（板書や試験問題等）
- ・書く量を減らす
- ・タブレットや電子辞書を利用する



聴覚に困難さがある場合は…

- ・座席を前にする
- ・簡単な手話やメモを使う
- ・口形をはっきりさせて会話する
- ・FM式補聴システムを利用する



柏市では、導尿、喀痰吸引、経鼻経管栄養等、柏市立小中学校における「医療的ケア」に関する体制整備を実施しています。「医療的ケア」に関しては、柏市教育委員会児童生徒課（下記）まで、お問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費について

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に係る教育費の一部を援助する制度があります。通常の学級に在籍する児童生徒で、障害の程度が学校教育法22条の3に該当するお子さんについても対象となります。詳しくは、柏市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

学校教育課 担当まで 電話 04-7191-7367

特別支援教育（柏市立小中学校における合理的配慮、医療的ケア等を含む）に関する問い合わせは、

児童生徒課 担当まで 電話 04-7191-7210